

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	34-1-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	土壌汚染対策法	根拠条項	第3条第8項	不利益処分の種類	調査義務が一時的免除されている土地の形質の変更が行われる場合の調査命令		
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百十八号）第二条第二項 に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号 に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。 〔略〕 7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。							